

# 被扶養者の資格確認調査について

健康保険組合では、管轄の厚生労働省の指導により、適正な給付を行い、健全な健保財政を維持するために、被扶養者の資格確認調査（被扶養者認定の見直し）を行っています。

健康保険組合の加入者を適正にすることは、医療費や高齢者への支援金・納付金などの負担を適正にすることにつながり、健康保険組合の運営上大変重要なことです。そのため、被扶養者の認定は厳格に行われています。

被扶養者として認められるためには、あくまで「主として被保険者の収入によって生活していること」が前提です。認定の条件を満たしていなければ被扶養者になることができないのはもちろんのこと、一度被扶養者と認定されても、生活状況の変化などにより認定条件を満たさなくなった場合は、被扶養者の資格を失うこととなりますのでご注意ください。

## 被扶養者の範囲

原則として国内に居住していて、三親等内の親族で、一定の収入条件を満たしている場合に限りま

### 親族の範囲

#### 同居でも別居でも認められる場合

- ①配偶者（内縁でもよい） ②子、孫 ③兄弟姉妹 ④父母などの直系尊属

#### 同居が条件となる場合

- ①前述以外の三親等内の親族 ②内縁の配偶者の父母および子 ③内縁の配偶者死亡後の父母および子



### 収入の限度

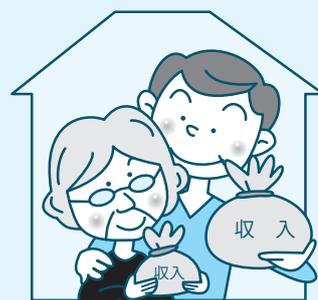
主として被保険者の収入によって生活していることが必要です。具体的には次のような基準が定められています。

#### 同居している場合

対象者の年収が130万円（60歳以上または障害者は180万円）未満で、被保険者の収入の2分の1未満であること。

#### 別居している場合

対象者の年収が130万円（60歳以上または障害者は180万円）未満で、かつ、その額が被保険者からの援助額より少ないこと。



## 被扶養者の状況に変更が生じたときは必ず届け出を

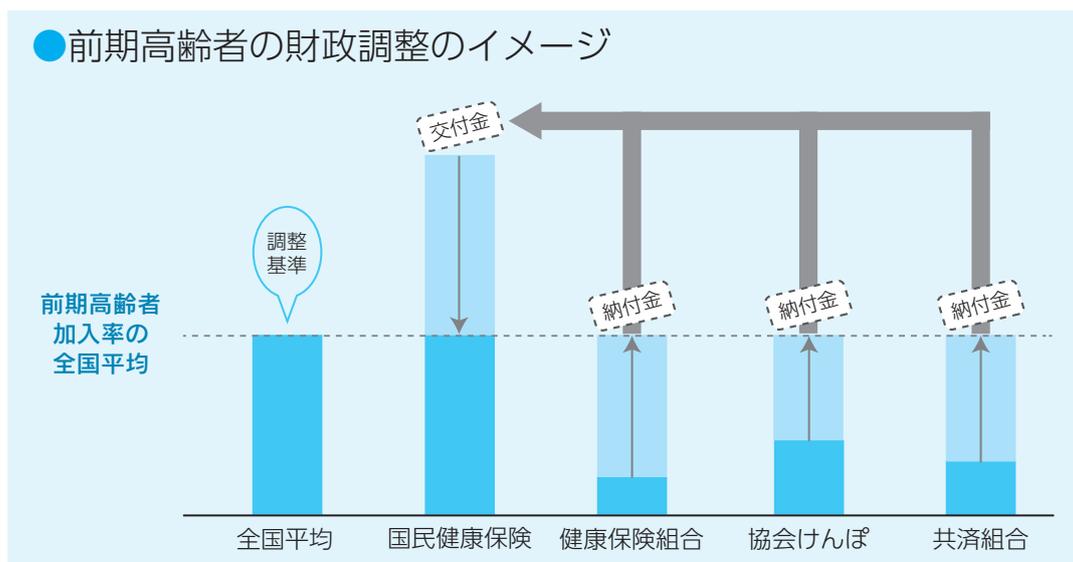
- 結婚や出産などにより被扶養者が増えた
- 就職や別居、死亡などにより被扶養者に該当しなくなった
- 被扶養者の収入が増えて、認定の条件を満たさなくなった
- 仕送りをやめて生計維持関係がなくなった
- 75歳になって後期高齢者医療制度に加入した
- ➔申請書に必要な書類を添えて、健康保険組合へ提出してください。



## 資格確認を行わなければ納付金負担が大きくなることも

65歳～74歳の方が該当する前期高齢者の医療費は、健康保険組合や国民健康保険など各医療保険によって前期高齢者の加入率に偏りがあるため、医療保険者間で負担を調整するしくみになっています。具体的には、前期高齢者の加入率の低い健康保険組合などが「前期高齢者納付金」を支出し、加入率の高い国民健康保険が「前期高齢者交付金」を受け取ることになります。

### ●前期高齢者の財政調整のイメージ



上図のように、前期高齢者の加入率が低くなると、納付金の額が大きくなることがわかりいただけると思います。

加入率は、「前期高齢者の人数」を「被保険者数」と「被扶養者数」の合計で割って計算されます。分母となる被扶養者に、本来被扶養者でない方がいると納付金の負担が大きくなります。

健康保険組合は、みなさまや事業主から納めていただいた保険料で運営しており、健康づくりなどの事業を行っております。しかし、納付金の負担が大きくなると、これらの事業においてできることが限られてしまいます。

## 資格確認調査にご協力をお願いします

資格確認調査はとても大切です。健全な健保財政の運営のためにも、ご理解・ご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。